平成２１年（フ）第２２６号
鹿児島県姶良郡加治木町本町172番地
債務者　原口ムツ子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目10番５号
債務者　益成小百合
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１７３５号
埼玉県川口市大字東内野226番地　サンライフ東川口314号
債務者　高橋　　昭
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
富山市四方新出町2046番地
債務者　酒井よしゑ
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４７号
富山市下大久保2201番地８
債務者　古柴　政美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５０号
富山市向新庄1417番地
債務者　小沼由起子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８６０号
大阪市東住吉区矢田２丁目24番３号　マーキュリー東住吉Ａ棟402号
債務者　竹森　久雄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５９４号
奈良市中登美ヶ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ40―301号、事業所の所在地大阪市中央区玉造１丁目８―10
債務者　山盛　雄之
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９４５号
大阪市住之江区北島２丁目８番９―805号
債務者　辻中　寿弥
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１４０号
大阪市中央区日本橋２丁目20番11―805号
債務者　龍　佐和子（旧姓武山）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１８８号
大阪府茨木市藤の里２丁目10番５号
債務者　谷山　　潤
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２５８号
大阪府吹田市千里丘西18番２号
債務者　松尾　　正
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４６７号
大阪市東成区大今里南１丁目22番５―305号、前住所大阪市東成区大今里南１丁目12番15―903号
債務者　甲斐　晴美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５７８号
大阪府東大阪市池島町２丁目９番24号
債務者　生田日出夫
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５９２号
大阪府東大阪市島之内２丁目12番18号　メゾン大東507号
債務者　畑　　眞一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６１０号
大阪市大正区千島３丁目９番７―105号
債務者　上甲　文子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６４６号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―2407号
債務者　田内　績子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２０４号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番24号　ジャルダン上本町20Ａ号
債務者　南木　直美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部